

○松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準
を定める条例施行規則

平成26年10月27日

規則第64号

改正 令和元年9月30日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は，松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は，条例において使用する用語の例による。

(2階以上に保育室等を設ける場合の設備の基準)

第3条 条例第6条第3項に規定する保育室等を2階に設ける場合における規則で定める基準については松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第28号。以下「規則」という。）第5条第1号，第2号及び第6号の規定を，条例第6条第3項に規定する保育室等を3階以上の階に設ける場合における規則で定める基準については規則第5条の規定を準用する。この場合において，これらの規定（同条第4号を除く。）中「保育所」とあるのは「幼保連携型認定こども園」と読み替えるほか，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規則第5条の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1号	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物

	第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。） (保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)	
第2号	施設又は設備	設備
第3号	施設及び設備	設備
第4号	保育所の調理室（	幼保連携型認定こども園 (就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) の調理室 (
	保育所の調理室の部分	幼保連携型認定こども園 の調理室の部分
第6号	乳幼児	園児

(松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の準用)

第4条 条例第13条において準用する松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第34条第8号に規定する規則で定める基準については、前条において読み替えて準用する規則第5条第1号から第3号まで及び第6号の規定を準用する。

2 条例第13条において準用する松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条に規定する規則で定める要件については、規則第6条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規則第6条の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
見出し	保育所	幼保連携型認定こども園
各号列記以外の部分	条例第35条	松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第51号）第13条第1項において読み替えて準用する条例第35条
第1号	保育所	幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次号及び第3号において同じ。）
	幼児	園児

第2号及び第3号	保育所	幼保連携型認定こども園
第4号	幼児	園児
第5号	乳幼児	園児

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

付 則（令和元年9月30日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。